

## ■第336回食品安全委員会

日時：平成22年6月17日（木）14：00～14：55

傍聴者：7名

議事概要：

- (1) 荒井内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶
    - ・荒井内閣府特命担当大臣（食品安全）から就任の挨拶があった。
  - (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- 添加物 2品目
- 1) 3-エチルピリジン
  - 2) 5-エチル-2-メチルピリジン
    - ・厚生労働省から説明。
    - ・添加物専門調査会において審議することとなった。
    - \* 3-エチルピリジン：  
ウイスキー、ビール、紅茶等の食品中に存在し、また、あさり、子めん羊肉、いか等の加熱調理により生成する成分です。欧米では、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、肉製品、清涼飲料等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。
    - \* 5-エチル-2-メチルピリジン：  
ウイスキー等の食品中に存在し、また、えびの加熱調理により生成する成分です。欧米では、焼菓子、肉製品、朝食シリアル類、ナッツ製品、グレービーソース類、スープ類等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。
- 3) 水道により供給される水の水質基準の改正について（トリクロロエチレン）
    - ・厚生労働省から説明。
    - ・化学物質・汚染物質専門調査会において審議することとなった。
- (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について
    - 1) 農薬「アセキノシル」に係る食品健康影響評価について
      - ・「アセキノシルの一日摂取許容量（ADI）を、0.022mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
      - \* 殺虫剤（殺ダニ剤）で、かんきつ、かぼちゃ等に使用し、ピーマン、うめ等への適用拡大申請がされています。
    - 2) 農薬「ジチアノン」に係る食品健康影響評価について
      - ・「ジチアノンのADIを、0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
      - \* 殺菌剤で、かんきつ、りんご等に使用し、ネクタリンへの適用拡大申請及びとうがらしのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。
- (4) 食品安全モニターからの報告（平成22年4月分）について
    - ・事務局から報告。
  - (5) 食品安全関係情報（5月26日～6月4日収集分）について
    - ・事務局から報告。